

第 7 回武蔵野市における地上部街路に関する話し合いの会

会場：武蔵野市商工会館

日時：平成 23 年 1 月 28 日（金曜日） 19 時～21 時

構成員（敬称略）

出席者）濱本勇三、井部文哉、泉昭正、河田鐵雄、古谷圭一、大島陽一、西村まり、
糸井守、黒木泰二郎、城戸毅、佐野佳奈、佐藤誠
檜山啓示、恩田秀樹、篠田宗純、森勝利、土屋重弘、香月高広

資料一覧

資料 7 - 1 第 6 回議事録

資料 7 - 2 第 6 回議事要旨

資料 7 - 3 山手通り（環状 6 号線）と中央環状線山手トンネルの交通量

（再配布資料）

第 3 回資料 5 武蔵野地域に関する現状・課題データについて（東京都提出資料）

第 3 回資料 6 「外環の地上部に関する話し合いの会提出資料」への回答（東京都提出資料）

第 3 回資料 7 外環の地上部街路の整備に係る課題等（武蔵野市提出資料）

第 3 回資料 8 武蔵野市吉祥寺東町南町データ地図（古谷構成員提出資料）

第 3 回資料 9 外環 1 - 2 のモデル道路の例（古谷構成員提出資料）

資料 4 - 6 [資料 5] に対する意見（古谷構成員提出資料）

（事務局）

それではお待たせをいたしました。予定時刻になりましたので、ただ今から武蔵野市における地上部街路に関する話し合いの会を開会いたします。

夜分、お忙しいところをご出席くださりましてありがとうございます。私、事務局を担当いたします、都市整備局外かく環状道路担当の村瀬と申します。宜しくお願ひいたします。

はじめに注意事項を申し上げます。携帯電話は、マナーモードにするか、電源をお切りいただきますよう、お願ひいたします。会議中は進行の妨げになりますので、私語、拍手などはご遠慮いただきますよう、お願ひいたします。会議中の撮影につきましては、ご遠慮いただくよう、お願ひいたします。報道関係のカメラ撮影につきましては、この後、資料確認が終わるまでとさせていただきます。本日の話し合いの会では、議事録作成のため、録音をおこなっております。発言の際には挙手をしていただき、司会者からの指名の後でマイクを使用して、発言いただくよう、お願ひいたします。

本日の終了時刻につきましては、午後9時を予定しております。ご協力をお願いいたします。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。配布資料につきましては、皆様にお手数をおかけいたしておりますけれども、事前に送付させていただいたものを当日お持ちいただくようにさせていただいております。今回事前に送付させていただいたものは、本日の資料と、資料番号7-1から7-3までとなっております。また、前回以前の話し合いの会で既に配布いたしました資料につきまして、今回使用する予定の資料につきましても、事前にご案内をさせていただいているところでございます。本日、資料をお持ちでない方、あるいは不足している方がいらっしゃいましたら、近くの担当者の方にお知らせをください。

で、カメラ撮影につきましてはここまでとさせていただきます。よろしくお願ひします。司会者と副司会者につきましては、これまでと同様に渡邊さんと村井さんをお願いをいたしております。ここからの進行につきましては、司会者の渡邊さんをお願いいたします。

(司会)

今、ご紹介いただきました渡邊と村井でございます。どうぞよろしくお願い致します。いろいろとこれまでご指導いただいたものが多くて私もだんだん荷が重くなってきたような気がしております。ただ、この問題は地域にとって大変大事な課題であり、大きな事業だというふうに考えておりますので、公正中立に頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。では、本日の進め方につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、本日の次第の方をご覧いただきたいと思います。これからまず、次第の2におきまして、前回の議事録と議事要旨の確認をさせていただきます。次に第3におきまして、地域の現状、課題の整理、及び確認について話し合いをおこなっていく予定でございます。以上です。

(司会)

はい、ありがとうございます。それでは、お手元でございます、次第に従って進めてまいります。それでよろしいございますか。それでは、次第2、前回の議事録の確認などについて事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、前回の議事録と議事要旨について、確認をさせていただきます。資料

の方が7-1と7-2でございます。前回の議事録と議事要旨につきましては、皆様に事前に送付して内容をご確認いただき、発言内容について修正のご指摘があったところにつきましては、ご指摘に基づいて修正の方をいたしております。なお、議事要旨につきましては、今回、発言者ご本人以外の部分につきましても、指摘をいただいたところにつきましては、発言者ご本人の了解をいただいたうえで、修正の方をおこなっております。続きまして、前回の話し合いの会の内容について、簡単にご説明いたしますと、前回におきましては、地上部街路外環の2の経緯に関する事や、資料や情報の提供に関する事などにつきまして、ご意見をいただいたところでございます。

その中でご要望があった資料でございますが、環状6号線とその地下を通る首都高速道路中央環状線の交通量を示して欲しいとのご要望がございました。資料7-3をご覧ください。山手通り、これは都市計画道路名称で環状6号線でございますが、山手通りと中央環状線山手トンネルの交通量でございます。この資料は、中央環状線の山手トンネルが首都高速の4号新宿線から同じく首都高速3号渋谷線までの区間が新たに開通した際に、開通前後の交通量の変化などについて、平成22年5月に国土交通省関東地方整備局、それから東京都建設局、それから首都高速道路株式会社の3者が合同で報道発表した資料から関係する部分を抜粋したものでございます。まず、山手トンネルの新たに開通した部分、南側半分と言いますか、今回開通部分と書いてある部分でございますが、そこが開通した後の交通量でございますが、地上を通る山手通りの交通量につきましては、国道20号と交差する初台交差点付近におきまして、一日あたり約3万2千台、国道246号線と交差する大坂橋交差点付近におきましては、約3万7千台となっております。同じく山手トンネル開通後の山手トンネルの交通量でございますが、既に開通しておりました中野長者橋から西池袋の間におきましては、一日あたり約6万6千台となっております。新たに開通いたしました、富ヶ谷から初台南間におきましては、約4万台となっております。

最後でございますが、映像資料につきましては、ご希望の構成員の方にですねDVDをお貸しいたしましてですね、ご覧いただいたところでございます。以上、報告いたします。

(司会)

はい、ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がございましたけども、議事録、及び議事要旨の公表について確認させていただきます。この形で公表してよろしいでしょうか。ご意見のある方はどうぞ挙手願います。古谷さんどうぞ。

(古谷)

議事録ですね、過去2回は私、テープ、録音をとってなかったんですが、今回は録音をとって、自分でそうですね、3日たっぷりかかって必死になってやりました。第一回目の時にですね、その中では、「住民側」と言うのが「住民派」といったようなある意味では、かなり、あとで問題になるような起こしがあるわけですし、それからかなりの部分が抜けているところがございます。たとえばこの議事、今度のがいいのかな、14ページなんかはですね、私は真っ赤になるくらいの形で、お返しいたしました。殊に濱本さんとそれから河田さんのところが抜けていたり、言葉が間違っていたり、「外環」が「外環の2」になっていたり、その逆になっていたりするという点では全然これは下請けに出しているのかどうかわかりませんが、その人たちにお金を払う必要ないくらいの酷さです。それを実は構成員の方々に私たち、私、必死になってギリギリの段階で、ファイルを渡しまして、その方々からまた出していただきました。で、しかも今度は返ってきたやつを見ますと、たとえばこのところでありますように、真っ赤なんです。ということはですね、事務局はこういう議事録を再製、作るということは中立的にやるべきですが、見ますと、事務局でお話になった最初のイントロも勿論ですが、土屋さんのところはほとんど真っ白、つまり正しく書かれている。ところがですね、私たちの構成員の方では真っ赤になるくらいに、ある種場合によると、抜けているところはかなりあるんです。そしてそれは今度も直ってません。という点で、私は非常にその偏っている、つまり議事録は、事務局がやるのは中立でやるべきだと思うのですが、その点ですね、私たち、大体の方は録音をとってないです。それでもってこういう長いのが来ましてですね、なんとか変だけでも自分の、直せないっていうのが当たり前なんです。私は今日とはらせていただきますけど、非常に聞きにくい点がありますけども、そういう事はやめていただきたいと、むしろ中立でやっていただきたいと思いますが、これは非常に私は頭にきました。つまり校正でいったんまわってきたやつをさらに見ましたら真っ赤なんです。という事です。

(司会)

はい、三日間もかけて、ありがとうございます。これについてですね、後で問題が起きるような問題とか何か重要な部分が抜け落ちている、また、忠実でない、議事録は中立であるべきだという、ご意見ご指摘がありましたけども、これについて東京都さんの方から回答があればお願いします。

(事務局)

議事録の作成につきましてはですね、前回の録音状態がですね、ちょっと録音の

音量設定とかですね、セッティング等で若干大きめなものでございましたので、実際に発言されてる内容に重なってですね、たとえばその資料をめくる紙の音とかですね、その他いろんな雑音も一緒に実は入ってしましまして、それによって発言されている部分がなかなか判読といいますか、聞き取りづらい状況をなるべく忠実に再現といいますかですね、書き起こそうとしてですね、この議事録を作成している業者ともちょっとあわせてやった上で作成して、お送りさせていただいたものでございます。にもかかわらず、一回目の議事録につきまして、数多くのご指摘をいただいたので、年明けになりましたが、再度ご指摘を踏まえながら、再度聴き直しをいたしまして、二回目の議事録を送付させていただきました。なお、二回目の議事録を送付させていただく際には、第一回目の送付したものにつきまして皆さんから修正の指示事項をいただいたものにつきましては、そちらも反映をして、お送りさせていただいたものでございますので、その部分は、各発言者の方のご指摘を踏まえた形で修正したものです。

(古谷)

私は

(司会)

古谷さんどうぞ。

(古谷)

ごめんなさい、いいですか。私は録音をして、こういう事がありますという形で真っ赤にして返しました。ところが、今回の議事録もですね、たとえば8ページの濱本さんのところは、全般のところ自体は全然直されていない。それからもうちょっと具体的になりますと、9ページの上から2行目は「現実のある意味」なんていうこのところは、意味の通じないところですね、そのところはだいぶ長い間抜けています。それからその行の終わりの「外環の2の法律上はそうかもしれないんですけど、法律上の手続きは」、という事は、私は付けて出しているんです。私は偏るつもりはないです。けれども少なくともそういう録音からとったものが抜けているということですね。しかも内容的にもかなりひっかかるような大切なところなんです。それがですね、当人じゃないからという形で何もなおしてないんです。今の濱本さんの場合は、たとえば濱本さんの8ページの1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13ページですか、「こういう言葉で」というのは、「公平な立場から見て」という言葉を発言されているんです。こういう言葉で、というのと公平な立場で、全く意味が違うんです。以上です。

(司会)

はい、ありがとうございました。当人でないとなかなかわからない事もございますので、これについては、今後東京都さんはどういう。

(濱本)

ちょっとすみません、いいですか。

(司会)

すみません、濱本さん、どうぞ。

(濱本)

はい、濱本です。今、古谷委員がいろいろ指摘させていただきまされたけども、私自身も議事録を見てですね、ちょっとどう直していいのか、最初わからなくなりましたし、それで私は基本的にね、東京都さんをお願いしたいのは、こういうふうに古谷委員からの録音されていた内容とですね、全く違うものが出てくるということは、どんな事情にしろとも、プロが正式に東京都が依頼した会社に録音させてやっているものが、公平に書かれていないということは、これはちょっとこれからの議事としては問題になると思う。ですからこの辺のことは委託するというのもいいんですけども、基本的には東京都の事務局が責任をもたなきゃならない問題で、こういう事がいちいちこれから委員の方から指摘されるようでは、この委員会もですね、成り立たないと思います。だからその辺の責任をきちっと、まずしていただきたい。で、私の内容につきましては、直してあるものと直してないものがありますけども、私はこれで理解してますので、古谷委員には非常に努力していただいて、録音させていただき、私も見させていただきまされたけども、今回はもうそのままにしますけども、今後、今日からね、これについては、やはり古谷委員も今日録音されますから、同じものが出てこなきゃおかしいものであって、それが次回からね、全然違うものが出てきたらあなた方が作為的に直していると、いうことを認定するような事になっちゃいますよ。今回も私は認定しなきゃならないといったプランもありましたよ。ありましたけども、今回のみは、それはあまり指摘はしませんけども、そういうことを古谷委員から言われた以上は、私もそう思いますし、皆さんも不信をもっていると思うので、この件は、あまり長くしてもしょうがないので、これで引き取りますけども。そういうことで、司会者もそれから事務局の方も、もう一度その決意を言っていただいて、それで決定としましょう。

(司会)

議事録について、直接事務をやってないもので、自分は一生懸命やりたいというふうに思っておりますから。事務局の方では、こういう指摘を受けないように、今、対策があるのかどうかわかりませんが、何かあれば回答を願いたいのですが。

(事務局)

はい、基本的に発言の内容を忠実に記録するのが、議事録の役割だと思っておりますので、それについては、機器の調整、事前の十分な調整も含めて、万全といえますか、そういうご指摘を受けないように、記録するように業社の方にも指導、注意指導を行うとともに、事務局としても内容チェックにも万全を期していきたいと考えております。

(司会)

皆さん、そういう事ですので、よろしいでしょうか。では、次に。はい、どうぞ。土屋委員。

(土屋)

それでは、今、事務局から説明をいたしましたけれども、今回のケースでいきますと、一番当初に皆様方に送った議事録の内容の一部が文字が適当でなかったり、あるいは、部分的に欠落している部分があったという事については、やはりそれは正さなければいけないというふうに考えておりますので、今後そのような事がないように注意をしていきたいというふうに思っております。ただし、その後にはですね、各構成員の方々から、この部分は直して欲しいということで個々に返ってまいります。で、その部分についてはですね、ご本人の部分については修正をするという事で、今回であればその次回の話し合いの場で確認をさせていただくという形をとらせていただきます。ですから、テープ起こしがまるまるその議事録として残るということではなくて、部分的にはご本人の判断のなかでですね、修正なり、あるいはこの部分を削って欲しいということで反映するという事はあり得るということでございます。

(司会)

今、東京都さんの方から、そういう構成員の方からお話がありましたけれども、よろしいですか。また違う意見、ございますか。よろしければ、今後、十分気をつけるということで、進めさせていただきたいということで。はい、すみません、井部さんどうぞ。

(井部)

今の発言についてです。今、土屋課長さんからそういうご発言があったのですが、今のご発言はいったい事務局としてなさったのですか。それともこの協議委員としてなさったのでしょうか。そこをひとつ、ご説明をいただきたいんですが。今のお話を聞いてると、事務局のお話のようにとれたんですけども。

(司会)

そのへん、どうなのですか。

(土屋)

大変、立場がですね、微妙なものですから、構成員であり、ある意味では事務局を監督する立場にありますので、そこはその明確にですね、ちょっと申し上げられないところがございますけれども、最初の部分、テープ起こしの部分の作業として、不適切だということについては、これは事務局の部分であります。で、次のご本人からの申し出によって、議事録について一部修正が加わってくるということについては、これは構成員としてのご意見というふうにご理解いただければと思います。

(司会)

よろしいですか。いいですか。はい、古谷さん。

(古谷)

あまり長引きたくないんですけども、こちらはですね、録音ももってないわけです。そしてこれだけ長いんです。で、それでもってもう一回自分の発言をですね、チェックしろっていった時の細かなところは、その、よるべきものがないわけですね。私の場合もそれかなりやっているとこれ時間ギリギリになっちゃう形ですね、皆さんにお渡しするのも大変なんです。という点でなんかそのところで、ただ、うろ覚えでこの前の時の自分の調子が変わるからという形では、チェックしきれないんですよ。となるとですね、ある程度その録音したやつを聞くチャンスが必要なんじゃないかと気がするんですよ、私は。私自身も過去の二回、自分の発言についてずっとみて、あー問題なかったな、たぶんこのくらいの事をしゃべったな一くらいの事なんですけど、そのところで、やっぱりやってみますとですね、かなりあちこちのところパーっと抜けているようなところってのは、これはチェックしきれない。後で気づいたのがこれは佐藤さんのところでも、随分あったんですよ。どこだったかな、書いたの。あまり細かい事は言いたくないんですけどね。どこいった。大体、数行に渡って抜けているところが、最後ま

で抜けているところがあった。これはご本人でもわからないと思うんですけども。

(司会)

はい、ありがとうございました。そうしますと、私の意見は、言っちゃいけないのか。東京都さんの方で、たとえば今言ったもの、要するに聞くチャンスだとかチェックできないというそういう問題があるということであれば、なんかそのたとえば、そのまま出しちゃうとか、そういう事は、可能なんですか。事務局の方は、可能ですか。

(土屋)

今、ちょっと確認ですが、そのまま出してしまうというのは、テープをとという意味でしょうか。

(司会)

テープ起こしは原文のまま、そのまま出すと、修正を加えないと。

(土屋)

それは一番当初の段階では、そういう形で勿論出します。ただ、その内容が今、古谷さんは、個々に確認できないのではないかという、ご意見ですよ。

(古谷)

そうです。

(土屋)

で、そう意味では私どもの方でテープをとりますので、もし構成員の方で、議事録確認の際に必要なということであれば、お貸しをするなりをしてですね、確認をしてもらうということは、対応できるかなと思いますけども。ちょっと事務局の発言みたいな形で申し訳ございません。

(司会)

はい、濱本さん。

(濱本)

一つだけ質問ね。テープ起こしね、そのまま今課長は出せるということですよ。それはいいですよ。で、前回のものは何か修正されたような形になっているんですよ。私も古谷委員の言われた、私もそういう確認した。だからそれだから、

言い回しじゃなくて完全に言葉が全く違う発言になっているから、誰かが手を加えているのではないかと、古谷委員の不信感なんです。私もそう思った。自分でね。だからそうじゃなくて、今、課長が言われるように、原本のそのテープをそのまま起こしたものが必要であれば、まわしてくれることであれば、それが一番いいと思う。そこから直せるなら、それと一緒に印刷してもらえば一番いい。それとテープでこちらでチェックできる。それができるかどうか。

(司会)

今の意見はどうですか。

(事務局)

はい、ちょっと手を加えたということじゃなくてですね、前回につきましては、大変申し訳ないのですが、ちょっと録音の状況がちょっと悪くてですね、いろんな音がかぶってしまって、ちょっと判別できる範囲でこういう単語を発せられたんじゃないかということで、事務局でも判断してですね、作成をさせていただいたので、それがたとえば他の録音のものと若干食い違っていたりとかって事は、あったかもしれません。が、別に直して手を加えるという意図をもってやっていることではございません。

(司会)

大変、申し訳ないのですが、この話をずっと延々やってもあれなんですけど、事務局の方としては機器の調整等を含めてですね、これだけ問題が出るとちょっといけないので、万全を期すようによろしくお願いします。それから東京都さんの構成員の方から聞くチャンスについてはですね、テープを聞いてもらっても結構だということですので、そういう形によろしいでしょうか。

《結構です。という発言あり》

(司会)

ありがとうございます。それでは、議事録及び議事要旨の公表については、これで終わらせていただきます。

(古谷)

もう一つあるのですが。

(司会)

何のお話ですか。

(古谷)

はい、この間の議事録のなかで、土屋さんがですね、何度もその3つ以外の案の変更はございませんと、言っているんですがこれはこの前の議事録の中の事ですが、その確認をしたいんです。つまりどういう法的な立場でおっしゃっているのか私たちは、そのところで廃止の案は、ということがあるじゃないかと言っているんだけど、そういうことはできませんと、おっしゃっているんですね。その、せんと言っているね、立場がよくわからない。だから、せんならば、私たちはこここのところに出ている意味がないんで、そのあたりの今たしか、もう都議会で決まっているわけじゃないだろうし、さて、そのそちらの方の課でもってそう決めちゃっているのかどうかもわからない。それが確認したいんです。

(司会)

すみません、それは議事録の作り方じゃないものですから、アンケートやったあとに一回その話をさせていただきたいと思います。それでよろしいですか。はい。次に大変遅くなって申し訳ありません。西村さんの方からご提案がございましたアンケート、やるやるといって、なかなかやれなくて申し訳ありませんので。前回、傍聴者の皆さんへのアンケートについて、冒頭で議論するという事になっておりますので、事務局からアンケートについて、ご提案がございましたらよろしく願いいたします。

(事務局)

では、ちょっとスライドも使いながらちょっと説明させていただきます。第4回の話し合いの会におきまして、西村さんから、傍聴者の皆さんの感想を聞きたいので、アンケートを検討して欲しいとのご要望がございましたので、こちらの画面に示すような「ご意見カード」という形で、傍聴者の皆様にお配りいたしました。感想やご意見などをご記入いただくような形をとりたいと考えております。記入いただいたカードにつきましては、後日、写しを構成員の皆様の方にお送りしてご覧いただきたいと考えております。こういった形でよろしければ、本日から実施したいと考えております。以上でございます。

(司会)

はい、ありがとうございます。そういう形で、皆さんの考え方はそれでよろしい

ですか。よろしければ、アンケートについてはこれで終わらせていただきます。すみません、古谷さん。地域の現状・課題の整理に入りたいんですけど、その前にさっきの話。

(事務局)

事務局からひとつだけ、ちょっとすみません。

(司会)

はい、どうぞ。

(事務局)

これから傍聴者の皆様の方にはですね、用紙の方をお配りさせていただきますので、ご記入いただいた際には、お帰りに受付の方で回収させていただきますので、よろしく願いいたします。以上です。

(司会)

よろしいですか。はい、じゃ、古谷さん、すみません、次第の3に入る前に、さっきの件について、東京都の方から回答をもらいますが、それでよろしいですか。

(古谷)

はい。

(司会)

はい、東京都の構成員さん、すみません、東京都の方から先ほどの古谷さんの質問についてですね、回答をお願いしたいと思うんですけども、よろしいですか。

(土屋)

前回の中でですね、外環の2をまず廃止をしてということで、そういうご意見だというふうに私は受け取っております。で、それに対して、即廃止ということとはできないというようにお話をさせていただきました。一般的に都市計画についてはですね、勿論、新たに定める場合もそうですけれども、廃止を含めて変更については、やっぱりその都市計画法に基づいて都市計画審議会の議を経て、決めていくということになります。従って現時点では、外環の2については、この話し合いの中でもですね、必要性、あるいはあり方等について、ご議論いただこうということで、ある意味では結論が出てない状況であります。そういう中で、即廃止をしてしまうということは、できないということで申し上げたつもりでありま

す。以上です。

(司会)

ありがとうございます。古谷さん、何かありますか。

(古谷)

今のその土屋さんの言われることは、都市計画審議会でこう決まっているから、今ではそれ以外は言えないということなんですか。

(司会)

どうでしょうか。

(土屋)

都市計画で決まっていることは事実でございますけれども。

(古谷)

3つの案がですか。

(土屋)

いや、3つの大きな案というのは、東京都が大きな考え方としてのその3つをもって、

(古谷)

モデルとして、案としてですね。ですから…

(土屋)

その部分についてもですね、今後これから今日も含めてですけれども、必要性だとかあるいは、道路による効果、影響みたいな事をですね、今後議論する中でですね、そういうその3つの大きな考え方を示してますけれども、そういうことも含めてですね、議論をさせていただければと思います。

(古谷)

だから、それ以外のやつを排除される

(司会)

古谷さん、ちょっとすみません。議事録がまたおかしくなりますから。

(古谷)

ごめんなさい、手を挙げて。

(司会)

古谷さんがおっしゃってる議事録がおかしくなりますので、きちっとした発言をお願いいたします。

(古谷)

はい。ごめんなさい。

(司会)

古谷さんどうぞ。

(古谷)

そういう意味では、第四のですね、廃止の案は含めて審議をするでしょ。つまりここのところは、そのことに対してオープンなのかクローズなのかわからないんです。

(土屋)

3つの中の一つとしてですね。

(司会)

はい、土屋委員、土屋構成員。

(土屋)

失礼しました。代替機能を確保した上で都市計画を廃止という考え方も、その3つの中の一つとして入ってます。ですから、廃止ということもですね、この話の中ではテーマとして出てくるというふうに思ってます。

(司会)

はい、ちょっとお待ちください。この件については前回の時に西村さんの方から私の方に、司会者の方にふられた問題の一つでもあるんですけども、前々から言ってますように、東京都の提案は3つあります。ただしここは、それだけをやる会議じゃないですよ、という話は、廃止も含めて議論していいんですよというのは、司会者の独断で言ったことはあるんですけども、それについては、東京都の

方からは特に駄目よ、という話もこの会の中では出ておりませんので、それはいろんな考え方があって当然なので、東京都の提案はただ3つ、私はまだそれが地域の皆さんの課題がまだ出てくるだろうと、たとえば糸井さんが言ったように生活権の問題だとか、そういうこともありますから、これは自由に発言を保証しようという濱本さんのご意見だとか、皆さんのご意見もございますので、これは時間をかけてね議論できるというふうに、私は思ってますので、そういう形でご理解いただけますか。

(糸井)

今の関連

(司会)

はい、糸井さん。

(糸井)

今の古谷さんの質問は、基本的な事に対しての基本的な回答として、即廃止はできないというお話でしたね。即というのはいろんな取り方があって、いろいろな手続きがあるから、そのいろんな手続きを踏むには時間がかかるというような意味で、即できないとかですね、その即というのは、非常にこう意味深な言葉だと思うんですが、だからそれによっては結果的にはできないよ、という方向に行く場合もあるし、いやこれはできるんだ、という方向に行く場合もある。その即はできないという、即という意味をちょっと教えてください。いや、これは非常に重要なことなんです。

(司会)

はい、東京都さん、土屋構成員。

(土屋)

私の理解はですね、まずその廃止をして、それで話を進めようというふうに理解いたしました。そういう意味で、今すぐ現時点で廃止をするということは、できませんというお話をさせていただいてます。で、この話し合いの中で、今司会者の方からも言われたように、議論としてその廃止ということもですね、当然出てくるかなというふうには思ってます。で、いずれにしても、その最終的にこの話し合いの場のご意見だとかですね、それらを踏まえた都としてのその考え方をまとめる。で、その最終的にそのまとめた段階でですね、必要な都市計画の手続きをとっていく、あるいはもちろん、今の計画のままということであれば、そうい

う手続きは出てこないということになりますけども、そのように一応考えております。

(司会)

即という主旨ですけども、意味ですけども、そういう事でご理解いただけますか。

(糸井)

まだちょっとはつきりしない。

(司会)

糸井さん、何ですか。

(糸井)

まだちょっとはつきりしない。

(司会)

はい、まだはつきりしないということと、ちょっとすみません。一回質問を全部受けちゃいますので、糸井さん、もう一度どうぞ。

(糸井)

今の質問ではまだ曖昧ですよ。古谷さんの質問に対して。要するにいろいろ議論した結果、まとめたものが、これはやっぱり必要ないと、妥当ではないというものが出れば、当然廃止になるのか、そういう意見が出て、これは妥当ですね、ということになったとしても、駄目だったら議論する必要ない。いろいろ議論するってことは本当に必要かどうかをきっちり詰めましょうって事だからね。その詰めた結果これはやっぱり必要ありませんね、ということになれば当然そっちに向けた手続きをするという理解でよろしいんですか。

(司会)

はい、西村さん。

(西村)

前回、土屋さんと私との間の問答だったと思うんですけど、ここにあの、これはなんでしたっけ、議事要旨に出ていますように、私たちはあるいは私は、都が出している3つの考え方に束縛されないと、無条件で廃止という選択肢もあると、議論の中で廃止ということをしていいとか悪いとかいうことではなくて、それ

以上に廃止という選択肢もあるということで、承っております。というかそのように私は理解しておりますということで、前回、私の発言は終わりにしました。今の土屋さんのお話とはちょっとニュアンスが違うんですけど、私は、その4番目の無条件に廃止という選択肢もあるということで、今後も進めさせていただきたいと思います。以上です。

(司会)

はい、濱本さん、どうぞ。

(濱本)

土屋委員の答弁はですね、これはおそらく私が、第4回と第5回の中で質問とか話の中で出た中の事と言われた答弁だと思うんです。ということは、私はその第4回、第5回の中で41年の法律論からお話しして、外環の2は廃止すべきだという、即刻廃止すべきだということを申し上げた。で、その時に土屋委員の答弁はそれは今すぐ簡単にはできませんよ、というような答弁だったと認識しておりますが。私はそういう考え方の廃止の答弁だと思うんですよ。で、今、皆さん方、古谷委員はじめ、皆さん方の委員の発言の廃止というのは、東京都から出ている3点、3つの案、私はそれを認めておりませんが、この間も申し上げましたように、認めておりませんが、その中に代替機能を入れて廃止ができるというような、その文言があって、それでもう一つそのなかに、渡邊司会者からも出ましたけども、廃止もあるよ、と4つの案があるよ、というような話もあるんですけども、私はそういう、東京都が勝手に、なんていうか、提案してきた案をですね、それをそのまま議論するって事は全然私は考えていません。ですから、何もない白紙の中で、よく司会者が言う、ニュートラルの状態で何もない中で、外環の2が必要かどうかということこれから議論すべきだと思います。ということは私は外環の2については、法律論というかその41年の話を皆さん方に、二回に4時間にわたって説明させていただきましたけども、そういうなかで、ご理解いただいた方もいらっしゃいますし、反対の意見もありましたけども、そういう中の廃止というのは、これは4つの案ということになりますから、それを認めるか認めないかは、となりますと、私は東京都の案自体は、この話し合いの中ではまだ認めているつもりはありませんので、全然何もない白紙の中で、必要性の議論をこれからやらせていただきたいと思います。ですから、今の廃止の件については私の質問に対する、廃止だろうという解釈を私自身はそう解釈していますが、皆さん、どうでしょうか。

(大島)

はい。

(司会)

はい、大島さん。

(大島)

先ほど、渡邊議長がおっしゃった事に同感です。要するに私どもこの会に応募して入った主旨は、自由に地域の意見をくみ上げながら、妥当な解決を求めていきたいというわけですから、都が出した3つの案というのがなにかこう優先的な議題になって、それに付随的に4つ目のものを認めるか認めないかって議論ではなくてですね、やはり白紙から出発して、そもそもこういうものが必要なのかどうかというところに迫っていくというのが、この会の主旨だと思っております。従って今の濱本さんのご意見も傾聴すべきものだというふうに考えております。以上です。

(司会)

はい、ありがとうございました。もともとこの会は結論は出さないというのは、前提で皆さん承知していると思います。ですから議論については、東京都の案というのは3つ、資料として出されておりますよね。で、そのほかにいろんな課題が、または議論する他の方法、選択肢が出てくるだろう、ということについては、この会議では決して話しちゃいけないとか、ということではなくて、そういうものを含めてですね、みんな含めて真摯な議論ができれば、というふうに思っておりますので、よろしいでしょうかそれで。はい、古谷さん。

(古谷)

まさに渡邊さんのおっしゃるとおりだと、私は思うんです。ただし、土屋さんのお話はですね、その3つ以外は無いようにとれるんです。これから先。私たちのそういう重要な4つの意見を4つの案を聞いて、だけでもその3つしかありませんよ、って言っているようにとれるんですよ、これは私の邪推でしょうか。

(司会)

土屋さん、どうですか、その辺は。

(土屋)

この場合は、いろんなご意見を伺おうということで、こういう場をセットしたということでもありますので、そういう意味ではそのご意見としてですね、いろんな形

でお話をしていただくのは、結構な事だというふうに思います。で、ただ、我々の考え方としては、最終的にはこの話し合いの場で今、司会者の方から言われたように、この場で決定するということではございませんので、これらのこの場、あるいはそれ以外の方、それ以外の場ですね、ご意見等を聞いて最終的には都としてですね、都市計画の見直しが必要かどうか、あるいはその場合にはどのような形にしていくのか、ということを決めさせていただくということになりますけども、話し合いの中ではですね、我々もいろんな形でのその必要性だとか、あり方について、ご意見をいただければというふうに思っております。

(司会)

はい、河田さん。

(河田)

先ほど座長が集約された方向で、私も基本的にはその考え方を支持するものだという事を、表明したいと思うんですが。実は前回の、土屋さんから即廃止はできませんという話があり、それに対して、私が即廃止ができないということはどのようなことですか、もっと詳しく説明してもらわないと理解できませんよ、と質問をさせていただいたが、その答えはまだ出ていない。ともかくこれからは、そういう自由な議論をやる場であると、みんなで確認されたわけですから、前回のように入屋構成員も、あくまでも都の立場に立って断定的にあるいは、3つの範疇の中でしかものを考えない、考えるべきではないというようなご発言を控えていただければ、私はもっとこの話し合いの進行がスムーズになるんじゃないかと思いますが、いかがでございますか。

(司会)

土屋構成員、ございますか。

(土屋)

前回、即っていう、私の理解の仕方がですね、先ほど濱本さんが言われたように濱本さんのその今までお話されてた事がかなり念頭にあってですね、そういう意味でその廃止前提というふうな受け取りのなかでですね、それはできないですよ、というようなお話をさせていただいたということでもあります。

(司会)

そういうことでよろしいでしょうか。はい、糸井さん。

(糸井)

今、渡邊さんはここは意思決定の場ではないと、いうことははっきりと言われた。意思決定の場ではないけども、ここにこれだけの人が集まっているというのは、意思決定に強く反映させる場である、ということでは確認していいですね。そうじゃないと単なる意見を聞き置くだけの場ではないですよ、ここは。皆さんが東京都が今後、意思決定をするときにここで出た意見は強く反映してもらえると、反映させるというような事は理解していいわけですね。確認しておきたいと思います。

(司会)

私の方からで申し訳ありませんけども、私にふられたものですから。前回の議事録のところでも、確か都の構成員の方からそういう形については、回答があったと思います。ですので、この会のそもそもの話し合いの目的だとか、そういうものは、広く皆さんの意見を聞くというのが、一つありますから。私が、約束できる話じゃありませんけども、反映するしないというのはですね、私が約束はできませんけども、少なくともここで議論することについては、それなりの流れののって意見としては上がっていくというふうに考えております。私は考えております。東京都さん、どうでしょうか。

(土屋)

強く反映する、その強くっていう度合いがわかりませんが、これはこの会のですね、冒頭というか一番最初の段階で、会の位置づけだとかですね、そういうことで一応、議論をさせていただいたというふうに記憶しております。で、その中で、我々としては、最終的には都として、都市計画の方針を決めていくということで、その検討の中でですね、この話し合いでのご意見等を反映するというようにお答えしたというふうに記憶しております。で、あわせて聴く場、意見を聴く場というのはこの場だけではなくてですね、別な機会を設けていくということも設置要綱の中でうたっておりますので、そういうものも含めてですね、都としては判断をさせていただく、ということになると思います。

(司会)

よろしいですか。古谷さん、はいどうぞ。

(古谷)

土屋さんがですね、東京都の案はという形で3つをおっしゃるのならわかるんです。そして私たちがそれに対して廃止というようなことも、これは6人この間、

全員がそう言っていたわけです。という点ではですね、白紙の、司会者が言われたように白紙の立場に立ったらば、その案を同じ平等に考えてこれから先の事務局であれ、これの建設計画の東京都が考えるべきであって、一番私たちが恐れているのは、この場でいろいろ発言をさせて、はい、それはそうですね、私たちはこれで3つしかできませんという、今まで言ってきた言葉でもってやられるのは一番、私たちが空しい事なんです。つまり、東京都の案として、できないとおっしゃっているんですね。それを確認していただきたい。できません、これからもできません、というふうに私たちは受け取れるんです。そうだったら、この話し合いの会がですね、尊重いたします、やります、お聞きいたします、という言葉だけじゃ、信用できないんです。それは国交省の外環本線について、さんざん私たちが苦しんできたところなんです。この間もまた会をおやりになりましたけど、住民の声を聞きます聞きますってみんなメモなんかとって、後で全然、その応答すら返ってこない。そして勝手にこれまで決めた事でもって、おやりになる。それと同じじゃ、ここでやる、この会をやる私たちの意味はないんですよ。モデルとして、出される案の一つとして、東京都さんはこの3つの案をお出しになって、それと私たち構成員がそれと同じ立場でもって、同じウエイトでもって意見を言って、その同じウエイトの上でもって、東京都さんはこれからさらに、つっこんだ案をお作りになるということですよ。そこを確認していただきたいです。

(司会)

はい、今のご質問に対して、土屋構成員。

(土屋)

最終的にはこの場のご意見だとかですね、そういうものを踏まえて案を作っていくということになると思うんですが、この話し合いのなかではですね、そもそも外環の2つって本当に必要なかどうか、その部分から始めようというふうに考えておりますので、その先、最終的にどうなるかとかはわかりませんが、そこからその話し合いのテーマとしてですね、考えていくというふうに思っております。で、そのために今回予定している課題、あるいは次回以降になると思いますが、必要性、具体的には道路の効果、あるいは道路の設置による影響みたいなことを含めてですね、資料等をお作りして、それで話し合いをさせていただきというふうに思っております。

(司会)

はい、ではそれでよろしいですね、よろしいですか。では次第の3、地域の。

(古谷)

念のため、もう一言。

(司会)

はい、古谷さん。

(古谷)

っていうのはですね、これは課長としてですよ。つまりこれから交代される方に対してもちろんこの言葉は生きるということです。これも国交省と同じことなんです、なんか約束したかと思うとパッと担当を代えてですね、全く新しい人が、今まで全然そんなこと知りませんって形でもって話が進んでいるんです。という点では、もしお代わりになるときでも、後任の方にきちっとお伝えしていただけますよね。それがその役職の意味だと思うんですが。

(司会)

ここで話す事については、すべて全文議事録という形で記録しておりますので、伝える伝えないは、これはね、伝えていくのは当たり前なんで、そこまでここで確認が必要であれば、東京都さんの方で回答できますか。

(土屋)

仮に異動等で代わった場合にはですね、今言われたように、まず一つは議事録としてそのまま残っております。で、それに基づいて引き継ぎをさせていただくということでございますので、そう意味では引き継いでいけるというふうに思います。

(司会)

よろしいですか。古谷さん、よろしいですか。

(古谷)

実は。いいですか。

(司会)

はい、どうぞ。

(古谷)

実はこれは、今までのケースのなかでたとえば、この間のいろいろな説明の中で

もですね、平成14年の有識者委員会の第一次提言の中で必要性の議論にあたっては計画ありき、建設ありきの必要性の議論はしてならず、整備しなかった場合も含めて議論すべきである、というような、そういうような過去の記録があるんですね。ところが、そういうような事が全然すっぽかされて、また話の説明があるというような事はないようにしていただきたい。

(司会)

そういうことでよろしいですか。はい。では、次第に沿って進めさせていただきたいと思います。次第の3、地域の現状、課題の整理及び確認について進めたいと思います。前回までにこの事項に関連のある資料を提出されました東京都、それから武蔵野市、それから古谷構成員に資料の説明をお願いしたいと思います。で、説明をしていただく順番でございますけども、東京都から武蔵野地域に関する現状、課題データ集について説明をお願いします。引き続きまして第2回でお持ちだったと思いますけど、皆様にお配りした古谷構成員からの資料要望に関する回答を同時に東京都から説明をしていただきまして、次に古谷構成員から提出されている資料について、古谷構成員、ご説明をお願いいたします。最後に武蔵野市から古谷構成員の質問に対する回答をお願いいたします。質疑応答につきましては、大変申し訳ありませんけども、武蔵野市の説明が終わった後、まとめて行いたいと思いますが、よろしいですか。それでは、東京都から説明をお願いします。

(香月)

はい、それではですね、次第3につきまして、最初に東京都から資料5及び資料6の2点につきまして、ご説明させていただきます。失礼ながら、着席させていただき、説明させていただきます。はじめにですね、資料5、武蔵野地域に関する現状・課題データについてご説明します。この冊子でございます。まず、資料の表紙をめくっていただきまして、はじめに、をご覧ください。まず本資料の位置づけについてご説明いたします。東京都は平成20年3月に検討の視点と検討のプロセスを明らかにするため、外環の地上部街路について、検討の進め方のパンフレットを公表し、今後、環境、防災、交通、暮らしの4つの視点で、地上部街路の必要性やあり方などについて、広く意見を聴きながら検討を進め、都市計画に関する都の方針をとりまとめていくことといたしました。本資料は、公表したパンフレットにしました検討のプロセスにおける必要性を検討するためのデータの一部としまして、下段の表に示すような環境、防災、交通、暮らしの4つの視点から、地域や広域から見た現状や課題を示すものでございます。たとえば環境の広域的な視点としましてはですね、地球環境の保全など、交通の地域的な視

点、また交通の地域的な視点としては、日々の暮らしにおける安全性の向上などを挙げてございます。

めくっていきまして、次のページの目次をご覧ください。先ほど示しました4つの視点のうち、この目次に示した項目につきまして、広域的な視点、地域的な視点、この2つの視点から武蔵野地域の現状と課題に関するデータを整理した資料という形になっております。

それではですね、また次のページをめくっていただきまして、1ページをご覧ください。環境について広域的な視点の1点目として、快適な都市環境の創出から、新たな緑づくりと既存の緑のネットワーク化を課題と現状についてご説明いたします。現状のデータとして上段の左のグラフに都市部における熱帯夜の日数を示してございます。1964年のちょうどこの左のところですね、の14日だったものが徐々に増加しまして、右の2004年では28.4日まで増加するなど、ヒートアイランド現象が進行しております。一方、緑の現状としましては、豊かな水辺空間や緑のオープンエリアが市街地の拡大とともに失われてきております。緑に覆われた比率に水空間や公園の面積の比率を加えた、これをみどり率と言いますが、この推移を見ましても、1998年から5年間で、区部で約1%分、多摩部では約2%分の緑が減少していると算定されておまして、依然として、東京の緑は減少の傾向でございます。このような事から、都市における緑は都市防災の潤いと安らぎを与える機能だけではなく、ヒートアイランド対策など、都市環境の向上に資する事も期待されております。また、都心にはこれまで整備されてきた一定規模の緑ではございますが、有機的に結びつけた活用がされておられません。このため、既存の緑のネットワーク化を推進するとともに、新たな緑づくりに東京全体で取り組んでいく必要があると考えております。

続きまして2ページをご覧ください。環境の広域的な視点の2点目としまして、地球環境の保全からCO₂の排出量の削減、地球温暖化の防止の現状と課題についてご説明いたします。現状のデータとしましては、上の左の図に示しますように、東京における二酸化炭素の排出量は、1990年から2006年までの15年間、これはほぼ横ばいに推移している状況や、右の棒グラフですね、右の図に東京の年平均気温が1905年の13.5℃から2003年の16.6℃と、過去の100年で3℃も上昇し、着実に温暖化が進行している状況がこのグラフでは読み取れます。またその下の円グラフに示してますように、2004年度の東京都の二酸化炭素排出状況をみると、運輸部門における排出量が全体の3分の1を示している状況でございます。このうち、自動車で行きますとバス、車等の自動車からの排出量が家庭部門の排出量とほぼ同程度になっており、一定の負荷を与えているということが読み取れます。なお、東京都では、平成18年12月に策定しました、「10年後の東京」の実現に向けた取り組みの一つとして、カーボンマイナ

ス東京10年プロジェクトを推進しております。そこでは、目標として2020年までの東京の温室効果ガス排出量を、2000年対比で25%削減の達成に向けて、さまざまなプロジェクトが取り組まれております。このような事から課題としまして、運輸部門をはじめ、CO₂の排出量の削減に向け、あらゆる分野における取り組みを進める必要があると考えております。

続きまして、3ページをご覧ください。環境について、今度は、地域的な視点から地球環境の保全として、緑の不足の現状と課題を説明します。現状のデータとしましては、左の図に示しますように武蔵野市における、緑被率は長く続いた大幅な減少傾向はこれを見ますと、平成6年でおさまったものの、引き続き、減少傾向にあること、また、右の図に示すように、市内の緑で覆われた土地の約3分の2を占める民有地の緑の割合が、平成6年の約70%から下段の平成17年の64%と年々減少していることがこれでは見られます。なお、緑被率といいますが、これは、上空から見たときに緑で覆われた土地の比率を示した数値でございます。

続きまして、次の4ページをご覧ください。これA3版になっております。この図は、武蔵野市の地上部街路周辺地域における公園緑地などの状況を示したものでございます。武蔵野市における公園緑地は平成19年8月1日現在、178カ所、61.6ヘクタールが整備されてございまして、一人あたりの公園緑地面積が4.57平方メートルとなっております。この値は都市公園法施行令で目標とされております、一人あたり10平方メートル以上、と比較すると下回っているということが見受けられます。また市内における緑被率は減少傾向にあり、特に吉祥寺地域は、緑被率が21.3%で、市内3地域の中でもっとも低く、近年さらに減少傾向となっております。このような事から課題といたしましては、市街地、市街化の進んでいる吉祥寺地域は、新たな公園緑地の用地の確保が難しい状況にございまして、緑被率の向上に向けた取り組みが必要になっていることが考えられます。

次に5ページの方をご覧ください。ここではですね、防災における地域的な視点から延焼遮断帯の形成につきまして、現状と課題をご説明いたします。延焼遮断帯とは、このページのですね、中ほどのイメージの図のように示してございしますが、大地震において、市街地における火災の延焼を阻止する機能をはたす道路、河川、公園などの、都市施設とそれらの沿線の一定範囲に建つ耐火建築物等により構成される帯状の不燃空間をいいます。東京都では、延焼遮断帯は都市計画道路を中心としまして、河川、鉄道等により、囲まれるエリアの大きさがほぼ一定になるようにメッシュ状に配置することとしております。

次にですね、6ページの方をご覧ください。これもA3版になります。この図は、地上部街路の周辺地域におけます延焼遮断帯の形成状況を示したものでございます。これの図でいきますと、青色のこの実線が延焼遮断帯が形成されている区間

でございます。青色の点線が延焼遮断帯がまだ形成されていない区間を示して
ございます。また、四角のマスに4色の着色が地震時におけます。出火危険度の
ランクを示したものでございまして、これ下に凡例が載っておりますが、青・赤・
オレンジ・黄色の順に危険度が高いエリアであることを示してございます。地上
部街路の周辺地域では、延焼遮断帯がまだ形成されていない区間、ちょっと水色
のところは地上部街路のところを示しておりますが、形成されていない区間が見
られる一方で、出火危険度の高いランクとなっている箇所も見受けられます。こ
のようなことから、沿道に位置する建築物の防災性能の向上や、阪神淡路大震災
で焼け止まり状況を考慮し、延焼遮断帯の形成を的確に進める必要があると考え
られます。また、武蔵野地域におきましては、未形成の延焼遮断帯が多く存在し
ておりまして、震災時における災害の拡大を防止するために、延焼遮断帯の形成
に向けた取り組みが必要となっていることが考えられます。

続きまして、7ページをご覧ください。ここでは、防災の地域的な視点から震災
時におけます、安全な避難路の確保について、現状と課題についてご説明いたし
ます。上の棒グラフには阪神淡路大震災におけます道路の幅と道路の閉塞関係を
示しております。左の棒グラフの左の一本目と二本目の紫色の部分で示してあり
ますが、幅が6mより狭い道路の6割以上が建物の倒壊などで、人の通行が不能
な状況となっております。下の図の棒グラフにおきましては、武蔵野市内の各地
域、地区におけます全道路に対する狭あい道路の占める割合を示したグラフでござ
います。狭あい道路とは、この※印で書いてございますが、主に幅が4m未満
の道路の事をいまして、震災時におきましては、通行不能となるおそれがござ
います。グラフをこれ見ますと境南町、桜堤、境、吉祥寺東町、吉祥寺南町など、
狭あい道路の割合が30%以上となっていることが見受けられます。

次に8ページをご覧ください。これもA3でございます。この図は、地上部街路
周辺地域の道路状況を示してございます。青色で示す道路は幅が8m以上の道路、
緑色で示す道路は幅が6m以上のこれは道路を示してございます。この図からも
ちょうどこの中段に書いてあります水色の地上部街路周辺地域では、災害時に通
行不能、不可となる可能性があります幅が6mより狭い道路、要は着色されてい
ない道路ですね、が多い事がうかがうことができます。このような事から、震災
時における安全な避難路の確保など、防災性の向上に向けた取り組みが必要とな
っていることが考えられます。

続きまして、9ページをご覧ください。交通の広域的な視点から人とモノの流れ
の円滑化から、周辺地域の道路混雑の解消について、現状と課題について、説明
をここでいたします。このページの左の図は都市計画道路の整備状況を示した図
面でございます。青の実線が完成・概成の路線でございまして、青の点線は事業
中の路線、グレーの線は未着手の路線を示してございます。地上部街路周辺にお

ける都市計画道路は全体として、横の東西方向に比べ、縦の南北方向が進んでいない状況がこの図面では見受けられます。対象範囲として、赤い点線、ちょうどこのところで赤のドット線が入ってございますが、赤い点線で囲んだ内側につきましてはの都市計画道路の整備率を測定したものがですね、下のグラフに示してございます。このグラフに示すように東西方向の都市計画道路の整備率が67.1%であるのに対しまして、南北方向の整備率は48.8%と東西方向と比較すると約20%ほど、低くなっている状況が見受けられます。また、ここで示します右の図面でございますがこの図面はですね、周辺道路の混雑状況を示した図面でございます。ここに記す混雑度とは、道路の交通量とその道路で処理可能な最大交通量の比でございます、混雑の度合いをあらわす指標でございます。これ水色の線は、混雑がこれは1以下で混雑なく円滑に走行できる路線を表記しています。黄緑色につきましては、混雑度が1.0から1.25を示しております、ピーク時に混雑するという路線を示しております。オレンジ色の線は、混雑度が1.25から1.75でピーク時間を中心に混雑時間帯が加速的に増加する可能性が大きい路線を示しております、赤の線は混雑度が1.75を超える路線で慢性的な混雑状態の路線をこの図面では表記しております。地上部街路の周辺道路の混雑度が吉祥寺通り、南北方向、吉祥寺通りなどの南北方向を中心に全体的に高い状況が見受けられます。このような事から、渋滞緩和や南北方向の円滑な移動経路の確保に向けた取り組みが必要であると考えられます。

続きまして、10ページをご覧ください。交通の地域的な視点から、交通事故の減少と日々の暮らしの安全性の向上から、生活道路における安全性の向上の現状と課題について、ここではご説明いたします。地上部街路の周辺地区では、幹線道路の混雑などを避けるため、抜け道利用として生活道路に通過交通が流入しております。生活道路とは幹線道路に出るまでの道路で、通勤通学や買い物など、日常生活に利用する身近な道路の事をいいます。

次の11ページをご覧ください。これはA3版の図面でございます。この図は、地上部街路周辺地域の生活道路の現在の状況として、交通量、人身事故、歩道設置区間、抜け道、通学路等をこれは表記した図面でございます。この図面によりますと、生活道路の中には、約5から6mの狭い幅員の道路や、この道路でちょうどこう帯状に黄色い着色をしています、これは歩道が存在しない道路もございまして、小学校周辺などでは、これは緑色の線で示してありますが、通学路に指定されてる道路も当然のことながらございます。これらの生活道路の中でも、交通量の多い道路では、これは赤丸でこれ示してありますが、交通事故、交通人身事故を示してありますが、事故等が発生しております。右側の中段にこれグラフ、棒グラフをのせてありますが、生活道路の事故率のような棒グラフでございます。この事故率というものはですね、自動車の台数と走行した距離に対しまして、どの程度

の事故が発生したかを示す値で、一般的に使われている指標でございます。年間の事故件数を交通量と、走行距離を掛けあわせた数値に対する比率で、これはあらわしております。青の棒グラフにします、東京都の全体の生活道路の事故率が、これは一番下のものがございますが、373.5であるのに対しまして、紫色の一番上段でございますが、宮本小路では1165.5で、これは東京都のこの生活道路の平均値の約3.1倍、赤い色のこれは二段目でございますが、稲荷通りでございますが、1623.4で、平均値の約4.3倍というような数値を示しております。このような事から、課題としまして、幹線道路の整備による渋滞の緩和等により、生活道路の通過交通の流入回避を図り、地区内の生活道路の安全の確保に向けた取り組みが必要となっていることが考えられます。

続きまして、12ページをご覧ください。ここでは、暮らしの広域的な視点としまして、公共交通との連携強化からバス交通の利便性の向上につきまして、現状と課題を説明をここではいたします。地上部街路の周辺地区の公共交通は、東西方向に伸びる鉄道路線とそれを補完する形で各駅から南北方向にのびますバス路線でネットワークが構成されておまして、バスが重要な役割を果たしております。この右の側の図では、地上部街路の周辺地域におけるバス路線網を示したものでございます。吉祥寺から上石神井や大泉学園に向かう路線など、南北方向にこの図面を見るとバス路線が多く走っている状況が見られます。一方、これ左側の写真は幅員が狭く、歩道が未設置なこれは立教通りでございますが、バス停が路肩に設置されている状況ですが、歩道のない道路にバスが走行している状況等もございます。

次に13ページ、及びこれは引き続きこれは二枚になってまして、14ページを、二枚をご覧ください。これらの二つの図では、詳細なバス路線をここでは示しております。この図面ですね、これは薄い茶色で塗ったエリアは、駅から距離が800m以上の場所を示してございます。武蔵野から練馬にかけてこのようなエリアが広がっており、バス交通が地域交通の重要な役割を担ってございます。一方、青色の線で、路線バスのルートを示しておりますが、この路線バスは、赤色やオレンジ色で着色された混雑度の高い道路を運行している状況がこの図面では見られます。また路線バスの一部には、ムーバスが幅員の狭い生活道路を運行している状況もみられます。このような事から、バスの定時運行の確保や安全なバスのバス停環境の改善など、バス走行環境の改善に向けた取り組みが必要という事が考えられます。これが二枚続く形でございます。

二枚いきまして、次に15ページをご覧ください。暮らしの地域的な視点として、バリアフリー化の推進から暮らしの道の形成、バリアフリールートの形成の現状と課題につきまして、ここではご説明いたします。武蔵野市では、交通バリアフリー法に基づき、平成15年3月に武蔵野市交通バリアフリー基本構想を策定し、

駅及び駅周辺から重点的にバリアフリー化を推進していきます。また平成18年12月に、高齢者、障害者等の円滑化の促進に関する法律、通称、バリアフリー新法が施行され、高齢者や全ての障害者、妊産婦、けが人などの移動や施設利用の利便性、安全性の向上に向けた取り組みが、より求められる社会となっております。

続きまして、16ページをご覧ください。この図は、地上部街路周辺の交通バリアフリーの経路、福祉、医療関連施設、歩道設置区間などの状況を示した図面でございます。真ん中の水色の地上部街路周辺地域におきましては、黄色の太線として示してあります。歩道が設置されている、横の南北方向道路、設置されている、すみません。黄色の太線が示してあります歩道が設置されております。南北方向にちょうどこれは歩道設置区間、歩道が設置されてる、歩道を示しております。また、横の南北道路につきましては、このような歩道がございませんので、バリアフリー化された歩行者空間ネットワークはこの図面ですと、十分ということが示されておられません。また、井の頭通りや、五日市通りなど、縦の東西方向には、歩道が設置された道路が整備されておりますが、横の南北方向につきましては、歩道が整備されている道路は吉祥寺通り、あとは美大通りに限られてございます。このような事から誰もが安心して、安全に移動できる暮らしの道の形成のため、バリアフリー歩行空間創出及びネットワーク形成に向けた取り組みが必要になっていることが考えられます。以上、ちょっと駆け足でございましたが、資料5の武蔵野地域に関する現状・課題のデータについての説明をこれで終わります。

引き続きですね、古谷構成員から以前資料の提出依頼をいただいております、これに対する説明資料を第3回の話し合いの会、資料6として、配布しております。この資料について引き続き、説明をさせていただきます。正面のスライドをご覧ください。資料の提出依頼の内容につきましては、今、スライドに映してまず東京都が作成した、これはパンフレットでございますが、この絵と類似していると考え都内の具体的な道路の名称、場所を示していただきたいという内容でございました。具体的には武蔵野市該当地域に似た密集住宅地を通過している40m道路の事例、また、同様な地域を通過している幅を縮小した道路の事例、そして代替道路を確保して、道路計画を廃止した事例というものでございます。これにつきましては、お手元の第3回の話し合いの会の資料6にも、ちょっと再度ご覧ください。この資料では、20年3月のパンフレットの絵は、都市計画道路の持つ、交通機能や都市環境機能などについて、わかりやすくお示しすることを目的に、イメージとして作成したものであり、外環の2を含む都内の特定道路をもとに絵を作成したものではありません。資料提出の依頼に武蔵野市該当地域に似た密集住宅地という、条件をいただいておりますので、事例にあげる際に

この条件を資料の中段に示すように、条件をこちらの方で設定いたしました。一つ目として、都内の都市計画道路を対象とする、二つ目が武蔵野市該当地域に似た密集住宅地について、路線周辺の用途地域が第一種住居専用地域とするなど、五つの条件を設定させていただいております。その条件の中で、これから類似した事例を説明します。

それでは、スライド。正面のスライドをご覧ください。40mの都市計画道路について、これから6路線の事例について、簡単にご説明をいたします。最初にこれは武蔵野の3・1・12号線、五日市街道というものでございます。赤の破線で囲みました箇所、ちょっとここがございますね。赤の破線で囲みましたところは、JR武蔵野駅北口、ちょっとこれ武蔵野、武蔵境駅です、すみません、武蔵境駅の北口からこう出たところでございます。北側の関町4丁目付近でございます。

これが先ほど示したところのですね、写真でございます。この写真はですね、関前5丁目交差点というところから武蔵野市方向に撮影した写真でございます。写真部中央に見えます木々の付近、これでございますね、付近を千川上水が流れておりまして、これをはさむ形で、これちょっと歩道と車道ですね、が整備されている状況でございます。

次にこれは小平3・1・2号線、先ほどと同じく五日市街道でございます。この赤で破線で囲みました箇所を、赤の破線で囲みました箇所は、これJRの国分寺駅でございますね。こちらの方の北側の玉川上水南町付近という形になります。

この写真は小平3・1・2号線の喜平橋交差点から西側方向を撮影したものでございます。この小平3・1・2号線は先ほどの写真同様に、この中央部、中央ですね、見えます木々の付近に、ここでは玉川上水がこれ流れておりまして、この玉川上水をはさむ形で歩道、こちら歩道ですね、一番端です、あと車道が整備されているような状況の写真でございます。

この写真は先ほどと同じように、喜平橋交差点付近の玉川上水のところをちょっとアップにした写真でございます。写真の左側のこの辺が玉川上水になっておりまして、こちらの方の右側の方がですね、これが車道になっております。

次がですね、これは放射5号線になります。甲州街道でございます。この赤で囲んだ部分を示しております。ちょうど下高井戸駅のちょうど近くだと、付近でございます。杉並区下高井戸2丁目付近という形になります。

この写真はですね、ちょうどこの先ほどの放射5号線の下高井戸駅入り口交差点から西側方向を撮影したものでございまして、中央のこの大きいやつですね、これが高架橋が首都高4号線の新宿線になります。この場所は高架構造である首都高4号線、4号新宿線と平面街路である甲州街道が重複して都市計画されております。ここからちょっとこの奥までが道路という形になっております。これが首

都高でございます。首都高速の方がですね、都市計画は都市高速道路第4号線という名称でございます、幅員が16.5mでございます。甲州街道は都市計画、放射5号線という名称でございます、幅員が全体でこれ40mとなっております。

次にこれは放射36号線、さぶろく通りとかいいますが、要町通りになります。この赤の破線で囲んだところがですね、ちょうど幅員が広いところを示しております。

これはですね、ちょうどその要町通りと環状7号線ですね、のところから撮った写真でございます。これは武蔵野病院交差点というところからですね、池袋方面を写したものでございます。これ車道ですね、この両側にこうだいぶ広いこの緑地帯と植樹帯と、あと、歩道が整備されている状況がこれは見受けられる道路でございます。放射36号線です。同じこれ、この先はですね、トンネル形式になっているような形となっております。

これは同じ36号線、放射36号線で要町3丁目交差点から池袋方面を撮影したものです。この先は池袋の方でございます。これはこの平面街路という形は、先ほどのちょっと違った形式の道路となっております。こういう高木が植わっているという形で、車線はこれ2車線になっているような道路でございます。

次にですね、示すのが環状6号線、山手通りでございます。赤のこの破線で囲んでございます、これがですね、渋谷区神山町付近を示したものでございます。

これは環状6号線の先ほどの図面の環状6号線の富ヶ谷交差点から渋谷方面を撮影したものでございます。この環状6号線は、写真のとおり、これ雑然としておりますが、現在工事中でございます。将来は両側に6～10m、この端ですね、の歩道が整備される予定でございます、この道路の地下にはですね、今年の3月に開通しました中央環状新宿線が、昨年ですね、昨年の3月に開通しました中央環状新宿線が構築されております。

この図面はですね、補助201号線になります。ちょっとこの赤の破線で囲んだところでございますが、都営三田線のこれ高島平駅ですね、あと新高島平駅のちょうど近辺になります。

ここも同じようにですね、上に高速道路が走っております、この上がですね、首都高の池袋線になります、首都高5号線池袋線でございます。ここもですね、やはり高速道路とこの下の平面街路が合わせた形の道路となっております。ちょうど右に見えるのが赤塚公園というところでございます。はい。と、ここまでがですね、広幅員の道路でございます、今まで説明した6例が。

ここからはですね、都市計画幅員を縮小した事例という形を示したものでございます。赤の破線で示しておりますが、世田谷区給田3丁目付近の補助129号線、旧甲州街道になりますが、これを15mから12mに縮小した事例でございます。

位置でございますが、京王線の千歳烏山駅のすぐ近傍になっております。
最後に、最後でございますが、都市計画道路を廃止した事例でございます。これはちょうど赤のドット線で示しておりますところでございます。この場所はですね、台東区根岸付近の補助183号線という道路でございます。昭和56年に道路の再検討の結果、この部分につきましてはですね、一部都市計画が廃止になった事例でございます。位置でございますが、ちょうどここにJR上野駅がございます。この上野駅のちょうど北側の部分のところでございます。
以上で資料のスライドを使った説明を終わらせます。以上2点で東京都からの説明を終わりにします。

(司会)

はい、ありがとうございます。私の方からちょっと注文がございます。資料6につきましては、今後も活発な議論をすることもありますので、できれば、ペーパーでですね、今のお示した写真等、場所等のあれを付けていただければと。私だけかな、これ付いてるの。それは是非、次回用意していただきたいということ、最初の方の資料で、ちょっと私が勘違いしているのかもしれないけども、説明の中で、図面の説明の南北がちょっと逆になったような説明があったのかなというふうに思っておりますので、議事録でまたもめると、あれですので、事前によく議事録の訂正をお願いいたします。続きまして、資料3-8、3-9、4-6という形で、前回から古谷構成員の方から提出されてございます、そのご説明を受けたいと思います。古谷さん、時間が気にしないのでできるところまでで、大変申し訳ないんですけども、はしょらないで結構でございますので、ご説明をよろしくをお願いいたします。

(古谷)

これは、あの。

(司会)

すみません、話。途中で大変申し訳ありませんけども、きりのいいところで、5分ほど残していただければと思います。まとめもしなければいけませんので。すみません、お願いいたします。

(古谷)

これはだいぶ昔ですのでですね、資料が古くなっちゃっているものもございます。たとえば武蔵野市の生活、地域生活環境指標データは、これは、去年の古いやつで、新しいところはまだやっていない格好です。その点で、今の都の案に対して

の私の意見をまとめました。次をお願いします。

これは東町、南町のところで、外環道路のところが薄く入ってます。これを見ると、なるほど緑は少ないというんですが、グーグルマップで見ると、かなり緑のところはあるけれども、というので、次クリックをお願いします。これが武蔵野市です。もう一つお願いします。それでもう一つ、こうやってみますとね、緑が多いんですよ。で、あとたとえば、これ武蔵野中央公園はですね原っぱですよ。あそこの緑はいったいどれくらいで計算をしているんだろうな、って考えるわけです。としますとですね、その次お願いします。それが女子大ですね、それから井の頭公園という形では、緑が割合、あと善福寺もありますが、という形で、次お願いします。

で、これがですね、法政跡マンションの広告ですね、括弧でくくった部分、緑が豊富な吉祥寺ってのがあるんです。これはですね、実は著作権法に引っかかるという事でもってですね、了承を電話しました。そしたら、知らないことを出してくれればいいです、という格好で、なったんですが、それ以降、緑が豊富な、という広告がなくなっちゃいました。というんですけども、あれを作った時はですね、緑は豊富な東町なんです。という形で、皆さんの印象は緑が豊富だ、と同時に、これはですね、私の家には今ヒキガエルがいます。コオロギもいます。だけど、道路になっちゃったら、生物多様性はね、ほとんど無くなるはずですよ。今年の秋にはだいたい鳥がですね、7, 8種きました。という形です。さて、道路で生物多様性というのは、これはこの間、COP10ですか、でもってだいぶ大きな問題となって、これからますます大きくなるのですが、どうなんでしょう、ということです。という点で、次お願いします。そこのところですね、緑がってことです。

はい、次お願いします。で、これはですね、武蔵野市のホームページの緑の被率です。だんだん少なくなりはありますけども、東町のあたりのところ見てください。南町のところ見てください。という点では、かなり緑多いんです。そのパーセンテージの出し方は、これはおそらくですね、環境省のその緑の緑被率というような計算ですが、そういう点ではまだまだ、街角や生け垣、それから庭木というような形ではあるし、ここのところは四角で区切られた住宅地です。という形です。次、お願いします。

これは私がね、一つ一つ作りました。で、ちょっと色がよくわかりませんが、同時にこれをプリント、これをうつした時にですね、外環の予定地とそれから市の境がずれちゃいました。もうちょっと右の方に、うつらなくちゃならないんですよ。で、これを見ますとですね、この大学、小学校、幼稚園っていう形で、幼稚園が、たった一個ある幼稚園がつぶれちゃいます。それから小学校の通学地域が分断されちゃいます。それからあと、その外環2の予定のですね、東側だけにし

か高齢者施設がないんです。コミュニティセンターもそういう点では、非常にアクセスしにくくなります。交番はちょうどその上にのっかります。という点ではですね、交番自体はまたどっかで作る、警察庁が作るかもしれませんが、という形ですが、郵便局がまた不便になるんです。ポストもほとんど少ないことになります。救急病院になると、さらにこれは道路を越えていなくなっちゃならないんです。で、保険薬局になると、またまた、もっともっということになってますね、これは武蔵野市でどうの昔に調べておいてくれなきゃならん事なんです。という点ではですね、これはそういう意味での市民の生活で、東町、南町の、そのぶったぎられるところは、老人の施設しかないという、とんでもない状況が起こるっていうことです。次お願いいたします。

これは窒素酸化物の色分けです。で、ちょっとこれ小さくて見えにくいんですが、これ前と少し最近のところと、まだこれもっと新しいやつもできるはずですが、該当地域は割合白いんです。つまり窒素酸化物の濃度は南町の一部がちょっとひっかかるんです、濃いところはひっかかるんですけども、きれいなところなんです。そこを自動車を走らせるわけです。外環の2というやつがね。という点では、私たちにとってはまったく、地下にしてCO₂が排気ガスからこっちへやってくるという事と比べますと、自動車が表面に走るって事でもっては、二酸化炭素がもっともっと高くなる。次お願いします。

これはですね、ぜんそくなんですが、そこで矢印のところは武蔵野市です。で、徐々に増加中ですが、そこで杉並と府中の谷間であって、インターチェンジが排気塔ができて、そして今度は、東八道路のインターチェンジでもってさらに車が增加するとなると、いったい、これ武蔵野市のぜんそく増加率というのは、これからどんどんますます、その外環の2という事で上がるという事です。次お願いいたします。

これはですね、警視庁の全事故マップです。これを見て外環のところ、どこ入れたっけな。という点ではですね、少ないところでしょ。書いてますね、黒く書いてます。そこのところをまた車が走るんです。しかもですね、青梅街道のインターチェンジでね、それがまた、先ほども出ていましたけれども、宮本小路なんか流れ込むわけですよ。稲荷通りにも流れ込むというような事ですね、これ自体が事故マップとしても、もっともっと赤くなっていくという事が明らかなんです、武蔵野市として。次お願いいたします。

それから現在の、これはですね、二輪車の事故です。そうするとやっぱり低いんです。先ほど、自動車の事故は稲荷通りはあるってことはありますが、これはやはり善福寺からくる道でぶつかるというような事があるのですが、安全なところなんです。次お願いいたします。

これは高齢者の事故率です。という点では、これも安全なところなんです。とい

うこと。次お願いいたします。

これはですね歩行者の事故率です。としますとね、やっぱり同じでしょ。なぜこのところ、さらに車を通すのですか、という事です。次お願いいたします。

これは子供の事故率です。同じでしょ。次お願いいたします。

これは、自転車、先ほどは二輪車、ごめんなさい、バイクですね。これは自転車の事故率です。これはやはりそのところちょっと赤いところが、かなりあります。という点です。次お願いいたします。

それからこれはひたくり発生率です。こんな安全なところなんですね。で、ひたくりこれを見ますとね、近くの便利なところがあって、ごちゃごちゃした道なんですね。たとえば、杉並区あのいちいちいちちっていう、あのあたりではですね、先ほどの道がごちゃごちゃしていて、消防車が入れないってところですが、そのところでまたツーツと車で逃げられる場所ができますとですね、ますますあのあたりは大きくなる、しかも東町のところだって、南町のところだって、もっと逃げやすくなるという事があって、狭い道が不規則で近くに逃げやすいところが、これが警視庁のデータです。次、お願いいたします。

これはなんでしたか、空き巣でしたっけ、ですね。という点でも、これは緑が濃い方が安全ですね、という点では、安全なところなんです、車でまた逃げやすいところできると、というような問題、という点ではですね、実は、私どものこの武蔵野市に関しては、極めて生活に安全な場所なんです。そこをこういうような通りができるということがこれが、しかもあそこのところに防火壁をお作りになると、いう事になると、あそこが街化するんですね。しかもそのところで、その道路を買収するためには、おそらく15年から20年間は、緑を植えることなどから青シートが貼られるわけです。という点ではその今これからの一番CO₂だとかその緑化の問題が大きなところですね、このところを青シートをひくって事は、決して緑被率を増やす事じゃなくて、緑被率を減少させる事なんです。次お願いいたします。

これはなんだっけな。道路の計画路線図ですね。という点では、実はこれは武蔵野市だけ書きました。杉並区の方も実は書かないとですね、この外環の2のところは不公平なんです。で、しかもですね、環状道路はですね、7号と8号ですか。その間は中野駅と荻窪駅、つまり中野と高円寺の間と、それから荻窪のちょっと西ですから、いいますと、中野駅から荻窪駅の間があるわけです。ところが、こちらの場合にはですね、非常に狭いところなんですね。しかもですね、これは石神井、西荻の計画道路に対しては、何にもしてない。それからさらに今度はですね、吉祥寺通りに関しては、練馬区の青梅街道から吉祥寺までが何にもしないであとの方になってる。しかも女子大通りだって、先ほど、格好いい事おっしゃられましたけどですね、順位は非常に後になって、そしてそれができないからこそ、

混雑しているのが、そのデータでもって将来の計画はどうだというような、交通量の推定をしているんです。つまりこういった計画道路自体がちゃんと整備されたあとから、そういうような問題を、いわば交通量を推定しなければいけないんですけども、そのこのところは国交省さん、入っているのでしょうか。という問題があります。そういうことを全然抜きにしたままで、現在の行き詰まった、寸詰まりの状態でもって、やっている事は意味無いわけです。で、さらにその外環の2の予定のところから、それは駅に接続しないんですね。という点では、横の道路の、いわば整備をしなければ意味がないんです。そのことはいつでもそちらの方は後回しにして、そして、そこだけを計画としてつくるという事自体は、全くナンセンスな話なんです。たとえば女子大通りは、自転車であそここのところを走るの、ものすごく怖いし、歩道は完備しているとおっしゃいましたけど、歩道は何センチかご存じですか。何センチかご存じですか、という事。次お願いいたします。

さらに今度はね、吉祥寺のこの稲荷通りのところですが、外環の予定のところ、国交省のやつからこうやって起こしてみますとですね、その二列の住宅がぶつたぎられるわけですね。そして、両脇には道があるわけです。あの幅は57mですよ。40mの道をつくるなんて言うてですね、実質には57mの道をつくらうという、その57mという事自体は、死に体でそのままにするというお気持ちじゃないと思うんですね。さらにその外側の家は、何にも補償なしに、今度は建物を耐震にして、何階建てかにしないといけない、防火の意味ない、という事になります。次お願いいたします。

そんな点ではですね、これが広域環境については、東京のコンクリート化をつとめて、これ自身がヒートアップになっているんですね。それから緑地計画というのは、住宅地の緑地自体も本来は、これは算定に入れてる緑地計画がつけられました。ことに、その後藤新平ですか、あのあたりの時はですね、こういう緑地という、その公共用地をつくるという事だけじゃなくて、緑地を含めた緑地計画だったんです。そういう意味の古い計画を出しますとですね、既に状況が変わったから、目的が変わったという形で、それこそ、諫早みたいな形ですね、本来は工業用地でつくるんだけど、農地が必要だと、または今度は水が浄化する必要がある、あれは形で、目的を変えましてですね、それでやった事がみんなへんてこりんになっているわけです。それから外環地上部道路をつくるということは、本当にCO₂の削減なんですかという感じがいたします。つまり先ほどの工事期間、買収期間ということを入れたら、逆に決して一番今、ここ10年がCO₂削減にとって、もっとも大きな時期なのに、その時期を逆に削減ではない方向に進むということです。さらに今度は、この地域はですね、吉祥寺地域というのは、既に戦争中から完成した住宅地なんです。これは石原発言の根拠の一つでもあったはず

です。そして、戦後すぐのですね、占領軍の航空写真を見ても、このところで何軒の家があるかということ自体、すっかりうまっております。これは善福寺の方までかけてです。それから防災についてはですね、出火危険度の低いベルト地帯の道路の建設計画をおつくりになると、申しますけども、延焼率前提は、現在はたしか、阪神淡路大震災の時のデータが基本になっていると思いました。で、現在では既に新建築基準法による耐火建築、耐震建築というのが、50%以上になっております。さらにこれから10年後に向上するデータなのですが、延焼率に関してはそのことをお考えになっているのでしょうか。おそらくやってないだろうという気がいたします。で、それが現状として実際にもですね、住宅火災というのは、だいたい類延焼というのは非常に少なく、一軒だけで止まっているのが現状です。それから震災時の避難路は整然とした4m以上の碁盤状の道路という形では、ある程度のことは東町、南町としてはある。先ほど、ちょっと黄色になっているあたりのところは、ギリギリいっぱいかなり込み入っている点があります。それから、震災時の武蔵野面上の住宅全壊率ということ、これは関東大震災の時だって、この住宅全壊率というのは、数パーセントでした。武蔵野面って、これは地質学上の面ですね、むしろ山手のところです。これは本所だとか深川では15.6%、深川8.9%という形ですが、それに比べてほんの2~3%なんです。という形で私たちは地震の時にとかですね、かたちでおどされる、むしろ私としては、今まで何度も言いましたように、未着工で、しかも工事の順番は最後の方にもっていかれる、概成道路の整備こそが、まず必要などというふうに私は思います。で、ところが、そのところで、どうしてどういう、字が違うんだそうですが、どういうわけかですね、そちらの方はもう計画があって、それで途中で止まっているわけですね。で、しかもそのことでもって、私は不思議ではないのは、吉祥寺通りの練馬区のところの青梅街道と立野との間のやつが、むしろあとにまわされているという事は、外環の2をつくるために、そのところはおさえておいた方がいい、やらない方がいいというふうに、むしろ悪口を考えたくないというもんです。はい、次です。

で、その点では、交通では既存都道の拡張が遅れている都市計画道路、三鷹、保谷線、吉祥寺通り練馬区内及び三鷹市内をそのまま、ある程度は少しついでに手を付けてはいますけど、南北方向の整備はないので、新しく、すでに充実した住宅地を破壊する理由にはなりません。つまり、これはあとでまた説明いたしますけども、先ほどの東京都のモデル道路というのは、全部既存の道路の拡張なんです。ということ。写真でお見せします。外環の2の建設によって、本宿小学校、武蔵野第三中、武蔵野第三小の通学路は分断されます。西荻駅の道路未整備というものが、まさにこれに混雑に拍車をかけてます。暮らしの方では、むしろ西方向、東部地区から市役所へのダイレクトの公共交通がないんです。これも青梅街

道の整備、女子大通りの整備がなされないってことも問題あると思います。それからJRに直結しない外環の2計画というのは、この渋滞をかえって助長する可能性があるわけです。そのことに対して、これは国交省がどうお考えなのかがまったくわからない。外環の2の計画によって、東町、南町の東部は病院、医院、薬局などが無い孤立地帯で、しかも老人施設があるっていう状態です。現在の地域の安全性は、そういう点では、安全性、健康性ですかね、は、ある意味では、極めて高く都内有数の地位を占めているという事は、先ほどの警視庁のデータでおわかりになると思います。それからもう一つは、一つしかない幼稚園、檜の実幼稚園っていうのが予定線にございます。もう一つ付け加えれば、三鷹の方も完全に幼稚園の上をバシッとつけて、幼稚園つぶしをやっているという事です。以上ですね。

(司会)

はい、ありがとうございました。時間もあれですので、次については、次回ご説明いただくという事でよろしく願いいたします。それでは、大変申し訳ありませんけれども、時間もきておりますので、なんかまとめ、まとめと言っても最初の部分だけですので、よろしいですか。よろしければ、今日は時間でございまして、これで終わりたいと思います。事務局の方、次回について、事務局の方からあれば、よろしく願いいたします。

(事務局)

はい、次回につきましては、日程につきましては、年度明け、4月になって連休前、4月下旬という事で予定をして、また準備を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(司会)

はい、西村さん。

(西村)

アンケートを今日やっていただいて、ありがとうございました。あれについて、今書けなかった場合は、あとから東京都の方に送るということもよろしいでございますよね。

(司会)

よろしいと思います。

(事務局)

はい、送り先は、あとは問い合わせただければ、またやりますので。

(司会)

これで第7回になりましたけども、第7回武蔵野市における話し合いの会を終了いたします。お帰りの際は、傍聴者の皆様、構成員の皆様、気をつけてお帰りください。今日はありがとうございました。またよろしくどうぞお願いいたします。